

## 福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、使いやすいおむつ替えスペース等の普及を図ることで乳幼児連れの者が安心して外出できる環境を整備するため、これを整備する民間事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助対象者は、乳幼児連れの者が訪れる福島県内の施設を設置又は管理する民間事業者とする。ただし、次の各号に掲げる施設は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業を行う施設
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が運営に関与する施設
- 2 補助対象経費は、おむつ替えスペース等を整備するために要する物品の購入経費とし、その物品は、おむつ交換台、ベビーベッド、着替え台、荷物置き台、おむつ用ダストボックス（消臭機能等おむつ交換スペースの環境改善に資する機能を有するものとする。）等とする。なお、物品に付随する消耗品費や取付工事費等は除く。
- 3 補助額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額の10分の9以内で、予算の範囲内で知事が決定した額とする。ただし、1施設あたり200,000円を交付額の上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

なお、同一事業者が複数の施設に係る補助を申請する場合は、当該年度における上限を3施設までとする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助額の増がなく、かつ補助対象経費の20%以内の変更とする。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して30日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業実績報告書(第3号様式)に収支精算書を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付請求書(第4号様式)を、速やかに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 事業を実施する意思が認められないとき。
- (2) 事業を完了する見込みがないとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (4) 第5条の規定により、事業を中止する旨の申請がなされたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) その他補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還させることが適当と認めら

れるとき。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(管理方法等に関する協議)

- 第 11 条 補助事業者は、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって、補助金の交付を受けて整備した設備の適正な維持管理及び効率的な運用を行わなければならない。
- 2 補助により取得した物品の転用は認めない。
- 3 補助事業者は、管理方法等について知事から協議の求めがあったときは、いつでもこれに応じなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 12 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、8 年とする。
- 2 補助事業者は、財産処分の承認を受けようとする時は、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金にかかる財産処分申請書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者の氏名

今後提出する全ての書類  
に押印する印は、この印と  
同じにしてください。

印

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり福島県赤ちゃんおでかけ応援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金を交付して下さるよう申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

千円未満切り捨て

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第1-1号様式）
- (2) 所要額調書（第1-2号様式）
- (3) 購入する物品名（型番等）及び額を確認できる書類（カタログの写し・見積書等）
- (4) 整備を予定している場所の現況の写真（L判程度の写真をA列4番用紙に印刷又は貼付）
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1-3号様式）

3 振込口座（事業完了後に振込）

金融機関名	銀 行 信金・信組 農 協			本店 支店 出張所
預金種別	普通 当座	口座名義人 (カタカナで記載)		
口座番号				

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第 1-1 号様式（第 3 条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

名称		
住所又は所在地		〒
氏名又は代表者職・氏名		
担当者	氏名	担当者と連絡が取れる番号 としてください。
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail	

2 整備施設の概要

施設名		
事業内容		
所在地	〒	
電話番号		
定休日		
利用可能時間		
設置場所	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 今回の設置に伴う増改築 <input type="checkbox"/> 施設自体の新築	
乳幼児連れの方が 1 か月に訪れる平均組数		組

第 1-2 号様式 (第 3 条関係)

物品のみ記入してください。  
(工事費等補助対象外経費は記入しない)

所 要 額 調 書

(単位：円)

項目		金額	備考
補助対象経費	a	0	
寄付金その他の収入	b	0	
差引額	c (a-b)	0	
差引額×補助率(9/10)	d (c×9/10)	0	
補助金交付申請額(上限20万円)	e (d又は20万円の低い方の金額)	0	交付申請書(第1号様式)に転記

千円未満  
切り捨て

補助対象経費(a)の内訳 【物品名・型番等】	金額	新規・買替の別	備考
		新規・買替	
	税込額を記入。	新規・買替	
		新規・買替	
		新規・買替	
		新規・買替	
合計		0	上記の補助対象経費(a)に転記

寄付金その他の収入(b)の内訳	金額	備考
合計		0 上記の寄付金その他の収入(b)に転記

※ 寄付金その他の収入に赤ちゃんおでかけ応援事業補助金は含まない。

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
  
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、福島県から請求があり次第、直ちに補助金を返還します。
  
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

印

第1号様式と同じ  
印としてください。



交付決定後、変更（増額又は20%以上の減額）・中止する場合は提出してください。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

福島県知事

第1号様式と同じ  
印としてください。

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

印

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度福島県赤ちゃんおでかけ応援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

物品整備後、30日以内または3月31日の  
いずれか早い日までに提出してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者の氏名

第1号様式と同じ  
印としてください。

印

### 福島県赤ちゃんおでかけ応援事業実績報告書

年度において、下記のとおり福島県赤ちゃんおでかけ応援事業を実施したので、  
福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

始期は交付決定後になります。  
終期は領収書（請求書）を得るまでの期間になります。  
領収書等添付書類の日付がこの期間内に入っているかを確認してください。

1 整備施設名

2 整備期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助金所要額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 精算額調書（第3-1号様式）
- (2) (1)の額を確認できる書類（領収書等の写し）
- (3) 整備完了の状況を確認できる現況写真  
(L判程度の写真をA列4番用紙に印刷又は貼付し、余白等に撮影日を記載すること)

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第3-1号様式（第7条関係）

精算額調書

（単位：円）

項目		金額	備考
補助対象経費	a	0	
寄付金その他の収入	b	0	
差引額	c (a-b)	0	
差引額×補助率(9/10)	d (c×9/10)	0	
補助金所要額(上限20万円)	e (d又は20万円の低い方の金額)	0	実績報告書（第3号様式）に転記

補助対象経費(a)の内訳 【物品名・型番等】	金額	新規 切り捨て	備考
		新規・買替	
	税込額を記入。	新規・買替	
		新規・買替	
		新規・買替	
		新規・買替	
合計		0	上記の補助対象経費(a)に転記

寄付金その他の収入(b)の内訳	金額	備考
合計		0 上記の寄付金その他の収入(b)に転記

※ 寄付金その他の収入に赤ちゃんおでかけ応援事業補助金は含まない。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

福島県知事

第1号様式と同じ  
印としてください。

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

印

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令こ第 号で交付決定のあった福島県赤  
ちゃんおでかけ応援事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

請求額

円

千円未満切り捨て

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

消費税額確定後に  
提出してください。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者の氏名

印

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書  
年 月 日付け福島県指令こ第 号で交付決定のあったこの事業につ  
いて、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記により  
報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額 (A)	円
消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円

第6号様式（第12条関係）

8年以内に処分する必要が生じた場合は提出してください。

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

印

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金にかかる財産処分申請書

年度において、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金により取得した財産の処分を行いたいので、福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 整備施設名

2 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保、取り壊しの別）

3 処分の理由

4 添付書類

（1）実績報告書及び補助金額の確定通知書の写し